

会員証発行手続きの仕方(新入会員用)



当・日本映画テレビ技術協会は、2012年4月より「一般社団法人 日本映画テレビ技術協会」として新たな一步を踏み出しました。

一般社団法人として始動するにあたり、会員の皆様に会員証を発行致します。従来発行してきた『会員証』を一新し、パウチ型からプラスチック型に変え、かつ有効期間も一律1年、毎年の発行となります。

ご入会の際は、入会金・年会費・会員証発行費の合計金額をお振り込み下さい。

会員証の有効期限は、**<2012年4月～2013年3月>**（1年間）です。

会員証手続き用紙にご記入もれが無いようお願い致します。万一、記入もれ及び申し込みの不備がありますと、発行が遅れる場合もありますのでご注意ください。なお、新入会員の会員証の発行は、定例理事会で承認されてからとなります。

2012年4月現在、東京都・愛知県・大阪府・京都府・福岡市・神奈川県・宮城県・札幌市・埼玉県・千葉県・広島県・兵庫県及び奈良県の各都府県市の生活衛生同業組合加盟映画館では窓口で本協会の会員証を提示することにより、割引料金で入場できます。

◆ 会員証の手続き方法：①か②を選び、お手続きください。

① 顔写真の郵送：タテ3センチ×ヨコ2.4センチ程度 1枚 <裏面に必ず名前を記入>
→ 下記「手続き用紙」に記入の上、顔写真と一緒に郵送。

② データの送信：JPEG形式・1MB以内、縦1,024×横768ピクセル程度。
本人のみの顔がはっきり写っている写真と下記「手続き用紙」の必要事項をメールに明記の上、送信 → 送り先：info@mpte.jp

キリトリ線

◇ ◇ ◇ 協会 会員証 手続き用紙 ◇ ◇ ◇

個人会員

賛助会員

会員氏名

ローマ字

自宅住所 〒 _____

& 電話番号 (_____) _____